

令和5年6月5日招集

第2回室蘭市議会定例会

議案

令和5年6月5日招集 第2回室蘭市議会定例会議案

目 録

番 号	件 名
議案第1号	令和5年度室蘭市一般会計補正予算(第2号)
議案第2号	令和5年度室蘭市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第3号	室蘭市事務分掌条例中一部改正の件
議案第4号	室蘭市税条例中一部改正の件
議案第5号	室蘭市墓園条例及び室蘭市墓地条例中一部改正の件
議案第6号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
議案第7号	室蘭市火災予防条例中一部改正の件
議案第8号	室蘭市都市公園条例中一部改正の件
議案第9号	室蘭市建築基準法施行条例中一部改正の件
議案第10号	室蘭市営住宅条例中一部改正の件
議案第11号	財産取得の件(議場音響設備及び委員会中継システム)
議案第12号	財産取得の件(高規格救急自動車)
議案第13号	工事請負契約締結の件(令和5年度東町たいわ団地市営住宅建替建築その1工事)
議案第14号	工事請負契約締結の件(令和5年度東町たいわ団地市営住宅建替建築その2工事)

議案第15号

工事請負契約締結の件(令和5年度東町たいわ団地市営住宅建替建築
その3工事)

令和 5 年度室蘭市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度室蘭市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 9 2, 1 2 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7, 0 7 1, 5 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 6 月 5 日提出

室蘭市長 青 山 剛

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		7,248,000	50,000	7,298,000
	1 地方交付税	7,248,000	50,000	7,298,000
14 使用料及び手数料		1,319,897	27,375	1,347,272
	1 使用料	930,575	27,375	957,950
15 国庫支出金		8,134,469	710,987	8,845,456
	4 交付金	2,007,526	710,987	2,718,513
16 道支出金		2,605,869	2,850	2,608,719
	2 道補助金	200,835	2,850	203,685
19 繰入金		1,416,224	1,000	1,417,224
	1 基金繰入金	1,416,224	1,000	1,417,224
20 繰越金		10,000	13,231	23,231
	1 繰越金	10,000	13,231	23,231
21 諸収入		2,127,822	△13,323	2,114,499
	4 雑入	1,235,437	△13,323	1,222,114
歳 入	合 計	46,279,380	792,120	47,071,500

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,522,699	766,111	5,288,810
	1 総務管理費	4,317,132	68,447	4,385,579
	10 新型コロナウイルス感 染症対策事業費	56,853	697,664	754,517
5 労働費		27,112	812	27,924
	1 労働費	27,112	812	27,924
7 商工費		1,048,572	10,000	1,058,572
	1 商工費	1,048,572	10,000	1,058,572
9 港湾費		524,428	12,821	537,249
	1 港湾費	524,428	12,821	537,249
11 教育費		1,514,743	2,376	1,517,119
	1 教育総務費	249,673	1,376	251,049
	7 保健体育費	223,149	1,000	224,149
歳 出	合 計	46,279,380	792,120	47,071,500

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
市 公 式 ホ ー ム ペ ー ジ 更 新 事 業	令和6年度	総額 4,000千円以内 令和6年度 4,000千円以内

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	7,248,000	50,000	7,298,000
14 使用料及び手数料	1,319,897	27,375	1,347,272
15 国庫支出金	8,134,469	710,987	8,845,456
16 道支出金	2,605,869	2,850	2,608,719
19 繰入金	1,416,224	1,000	1,417,224
20 繰越金	10,000	13,231	23,231
21 諸収入	2,127,822	△13,323	2,114,499
歳入合計	46,279,380	792,120	47,071,500

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	4,522,699	766,111	5,288,810
3 民生費	11,976,905	0	11,976,905
5 労働費	27,112	812	27,924
7 商工費	1,048,572	10,000	1,058,572
9 港湾費	524,428	12,821	537,249
11 教育費	1,514,743	2,376	1,517,119
歳出合計	46,279,380	792,120	47,071,500

(単位：千円)

補正額の財源				内訳
特定財源				一般財源
国庫支出金	道支出金	地方債	その他	
697,664	2,850		14,457	51,140
3,772			△3,772	
				812
				10,000
			12,821	
9,551			△8,551	1,376
710,987	2,850		14,955	63,328

2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税	7,248,000	50,000	7,298,000
1 地方交付税	7,248,000	50,000	7,298,000
1 地方交付税	7,248,000	50,000	7,298,000
14 使用料及び手数料	1,319,897	27,375	1,347,272
1 使用料	930,575	27,375	957,950
8 港湾使用料	137,620	27,278	164,898
11 行政財産目的外使用料	28,877	97	28,974
15 国庫支出金	8,134,469	710,987	8,845,456
4 交付金	2,007,526	710,987	2,718,513
22 新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金	0	710,987	710,987
16 道支出金	2,605,869	2,850	2,608,719
2 道補助金	200,835	2,850	203,685
1 総務費道補助金	4,692	2,850	7,542
19 繰入金	1,416,224	1,000	1,417,224
1 基金繰入金	1,416,224	1,000	1,417,224
17 スポーツ振興基金繰入金	0	1,000	1,000
20 繰越金	10,000	13,231	23,231
1 繰越金	10,000	13,231	23,231
1 繰越金	10,000	13,231	23,231

一般会計

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	50,000	普通交付税	50,000
1 港湾施設使 用料	26,654	けい留施設使用料 野積場等使用料 フェリーターミナル使用料	12,659 7,543 6,452
3 入港料	624	入港料	624
1 行政財産目 的外使用料	97	行政財産目的外使用料 自動販売機（フェリーターミナル）	97
1 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	710,987	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金	710,987
1 総務管理費 補助金	2,850	移住支援金交付事業費補助金 補助対象額 3,800千円の3/4	2,850
1 スポーツ振 興基金繰入 金	1,000	スポーツ振興基金繰入金	1,000
1 繰越金	13,231	前年度繰越金	13,231

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
21 諸収入	2,127,822	△ 13,323	2,114,499
4 雑入	1,235,437	△ 13,323	1,222,114
2 民生費雑入	105,324	△ 3,772	101,552
10 教育費雑入	304,896	△ 9,551	295,345

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費 雑入	△ 3,772	スクール児童館保護者負担金 △ 3,772
4 学校給食費 雑入	△ 9,551	学校給食費収入 △ 9,551

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
2 総務費	4,522,699	766,111	5,288,810	714,971	51,140
1 総務管理費	4,317,132	68,447	4,385,579	17,307	51,140
4 広報広聴費	32,263	15,224	47,487		15,224
7 財産管理費	3,554,264	47,534	3,601,798	使用料 14,457	33,077
8 企画費	6,135	3,800	9,935	道支出金 2,850	950
14 市民活動推進費	44,722	1,746	46,468		1,746
(既定16目を17目とし、 以下順次繰り下げる)					
16 男女平等参画推進 費	0	143	143		143
10 新型コロナウイルス 感染症対策事業費	56,853	697,664	754,517	697,664	
1 新型コロナウイルス 感染症対策事業 費	56,853	697,664	754,517	国庫支出金 697,664	

一般会計

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	15,224	市公式ホームページ更新事業費	15,224
10 需用費	18,534	公共施設等維持管理経費	18,534
14 工事請負費	29,000	公共施設等整備事業費 望洋台霊園整備（園内手すり・階段勾配改修、擁壁新設 外）	29,000
18 負担金補助 及び交付金	3,800	移住支援金	3,800
7 報償費	30	まちづくり活動支援補助金	1,400
10 需用費	153	町内会・自治会活性化推進事業費	346
11 役務費	102		
13 使用料及び 賃借料	61		
18 負担金補助 及び交付金	1,400		
7 報償費	75	性の多様性理解促進事業費	143
8 旅費	8		
10 需用費	60		
1 報酬	5,144	物価高騰等対策事業費	697,664
3 職員手当等	396	低所得世帯支援給付金給付事業費	549,111
4 共済費	688	子ども食堂物価高騰対策事業費補助金	850
8 旅費	492	むろらん応援プレミアム付デジタル商品券発行事業費負担金	
10 需用費	1,556		107,703
11 役務費	7,501	省エネ家電等購入助成事業費	20,000
12 委託料	4,072	住まいのリフォーム助成事業費	20,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
3 民生費	11,976,905	0	11,976,905		
2 児童福祉費	3,838,340	0	3,838,340		
2 放課後児童対策費	283,920	0	283,920	国庫支出金 3,772 雑入 △3,772	
5 労働費	27,112	812	27,924		812
1 労働費	27,112	812	27,924		812
1 労働諸費	27,112	812	27,924		812
7 商工費	1,048,572	10,000	1,058,572		10,000
1 商工費	1,048,572	10,000	1,058,572		10,000
1 商工業振興費	251,951	10,000	261,951		10,000
9 港湾費	524,428	12,821	537,249	12,821	
1 港湾費	524,428	12,821	537,249	12,821	
1 港湾管理費	162,830	12,821	175,651	使用料 12,821	
11 教育費	1,514,743	2,376	1,517,119	1,000	1,376
1 教育総務費	249,673	1,376	251,049		1,376
4 教育振興費	238,882	1,376	240,258		1,376
5 学校給食費	445,122	0	445,122		
1 学校給食費	445,122	0	445,122	国庫支出金 9,551	

一般会計

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	677,815		
		財源振替	
10 需用費	152	企業連携U I J ターン就職促進事業費	812
12 委託料	660		
18 負担金補助 及び交付金	10,000	まちづくりファンド事業費負担金	10,000
10 需用費	3,113	フェリーターミナル維持管理経費	12,821
11 役務費	172		
12 委託料	9,501		
13 使用料及び 賃借料	35		
18 負担金補助 及び交付金	1,376	英語検定支援事業費	1,376
		財源振替	

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
					特 定 財 源	一 般 財 源
					雑入 △9,551	
	7 保健体育費	223,149	1,000	224,149	1,000	
	1 保健体育総務費	42,524	1,000	43,524	基金繰入金 1,000	

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	1,000	アスリートから学ぶ未来事業費 1,000

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	(1,226) 514	644,913	1,916,022	1,340,803	3,901,738	809,304	4,711,042	
補正前	(1,218) 514	639,769	1,916,022	1,340,407	3,896,198	808,616	4,704,814	
比 較	(8)	5,144		396	5,540	688	6,228	
職 員 手当等 の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当						
	補正後	122,945						
	補正前	122,549						
	比 較	396						

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	514	1,916,022	1,290,855	3,206,877	685,831	3,892,708	
補正前	514	1,916,022	1,290,459	3,206,481	685,831	3,892,312	
比 較			396	396		396	
職 員 手当等 の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当					
	補正後	122,945					
	補正前	122,549					
	比 較	396					

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	期末手当	計			
補正後	(1,226)	644,913	49,948	694,861	123,473	818,334	
補正前	(1,218)	639,769	49,948	689,717	122,785	812,502	
比 較	(8)	5,144		5,144	688	5,832	

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員で外数。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員手当等	396	その他の増減分	396 低所得世帯支援給付金 給付事業に係る増	396

債務負担行為に関する調書補正
(追加)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額(A)		当該年度以降の
		期 間	金 額	期 間
市公式ホームページ更新事業	4,000			令和6年度

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または
 支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書 (単位 千円)

支出予定額 (B) 金額	計 + (A) (B)	(B) の 財 源 内 訳			一般財源
		特 定 財 源			
		国道支出金	地方債	その他	
4,000	4,000				4,000

令和 5 年度室蘭市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 5 年度室蘭市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度室蘭市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,899,397 千円	11,144 千円	1,910,541 千円
第 1 項 営業費用	1,782,983 千円	11,144 千円	1,794,127 千円

第 3 条 予算第 8 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のとおり補正する。

- （ 1 ） 職員給与費 「251,550 千円」を「262,694 千円」に改める。

令和 5 年 6 月 5 日 提出

室蘭市長 青 山 剛

令和5年度室蘭市水道事業会計補正予算実施計画
 収益的支出
 支 出

(単位 千円)

款	項		既 決 予定額	補 正 予定額	計	説 明
	目					
1	水道事業費用		1,899,397	11,144	1,910,541	
	1	営業費用	1,782,983	11,144	1,794,127	
		9 職員給与費	209,262	11,144	220,406	<節> 給料 5,225 手当等 1,582 賞与引当金繰入額 980 法定福利費 1,410 法定福利費引当金繰入額 205 退職給付費 1,742 <内訳> 総務部門 11,144

令和5年度室蘭市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当期純利益(△は純損失)	129,037
	減価償却費	711,110
	退職給付引当金の増減額(△は減少)	18,024
	貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 700
	賞与引当金の増減額(△は減少)	1,337
	法定福利費引当金の増減額(△は減少)	297
	長期前受金戻入額	△ 49,130
	受取利息	△ 50
	支払利息	98,555
	固定資産除却損	30,000
	未収金の増減額(△は増加)	15,476
	未払金の増減額(△は減少)	14,947
	小計	<u>968,903</u>
	利息の受取額	50
	利息の支払額	<u>△ 98,555</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	870,398
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 941,052
	道補助金による収入	47,806
	道補助金の返還による支出	△ 2,946
	一般会計からの繰入による収入	1,056
	工事負担金による収入	25,600
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 869,536</u>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	短期貸付金の回収による収入	500,000
	短期貸付金による支出	△ 500,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	350,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 435,562</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 85,562
	資金増加額(又は減少額)	△ 84,700
	資金期首残高	<u>698,737</u>
	資金期末残高	614,037

補正予算給与費明細書

1 総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当等	計		
補正後	1	(17) 23	31,716	98,238	88,650	218,604	44,090	262,694
補正前	1	(17) 22	31,716	93,013	84,346	209,075	42,475	251,550
比較	0	(0) 1	0	5,225	4,304	9,529	1,615	11,144

手当等の内訳	区分	期末手当	寒冷地手当	退職給付費
	補正後	24,664	2,177	18,024
	補正前	22,215	2,064	16,282
	比較	2,449	113	1,742

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区分	職員数(人)		給与費				法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当等	計		
補正後	1	23	0	98,238	87,225	185,463	37,210	222,673
補正前	1	22	0	93,013	82,921	175,934	35,595	211,529
比較	0	1	0	5,225	4,304	9,529	1,615	11,144

手当等の内訳	区分	期末手当	寒冷地手当	退職給付費
	補正後	23,239	2,177	18,024
	補正前	20,790	2,064	16,282
	比較	2,449	113	1,742

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区分	職員数(人)		給与費			法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	期末手当	計		
補正後	0	(17)	31,716	1,425	33,141	6,880	40,021
補正前	0	(17)	31,716	1,425	33,141	6,880	40,021
比較	0	(0)	0	0	0	0	0

※()内は、パートタイム会計年度任用職員で外数。

2 給料及び手当等の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	5,225	その他の増減分	5,225	単独の公営企業管理者 設置による増 5,225	
手当等	4,304	その他の増減分	4,304	単独の公営企業管理者 設置による増 { 退職給付費の増 1,742 { その他の増減分 2,562	

令和5年度室蘭市水道事業会計予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産		
	イ 土 地		484,324
	ロ 立 木		663
	ハ 建 物	576,792	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 278,547</u>	298,245
	ニ 構 築 物	26,351,525	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 14,027,918</u>	12,323,607
	ホ 機 械 及 び 装 置	5,566,600	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 3,283,851</u>	2,282,749
	ヘ 車 両 運 搬 具	44,678	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 39,715</u>	4,963
	ト 工 具 器 具 及 び 備 品	199,959	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 182,897</u>	17,062
	チ 建 設 仮 勘 定		<u>98,723</u>
	有形固定資産合計		15,510,336
(2)	無 形 固 定 資 産		
	イ 電 話 加 入 権		91
	ロ その他無形固定資産		<u>2,730</u>
	無形固定資産合計		<u>2,821</u>
	固定資産合計		15,513,157
2	流 動 資 産		
(1)	現 金 預 金		614,037
(2)	未 収 金	153,739	
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 4,083</u>	149,656
(3)	貯 蔵 品		15,736
(4)	短 期 貸 付 金		<u>500,000</u>
	流動資産合計		<u>1,279,429</u>
	資 産 合 計		<u><u>16,792,586</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>5,817,696</u>		
企業債合計		5,817,696	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	190,157		
ロ 修繕引当金	<u>32,251</u>		
引当金合計		<u>222,408</u>	
固定負債合計			6,040,104
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>425,281</u>		
企業債合計		425,281	
(2) 未払金		103,450	
(3) 預り金		36,229	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	11,115		
ロ 法定福利費引当金	<u>2,282</u>		
引当金合計		<u>13,397</u>	
流動負債合計			578,357
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		2,958,706	
(2) 収益化累計額		<u>△ 1,714,445</u>	
繰延収益合計			<u>1,244,261</u>
負債合計			<u>7,862,722</u>

資本の部

6 資本金			8,228,969
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	<u>60,162</u>		
資本剰余金合計		60,162	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	310,596		
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>330,137</u>		
利益剰余金合計		<u>640,733</u>	
剰余金合計			<u>700,895</u>
資本合計			<u>8,929,864</u>
負債資本合計			<u>16,792,586</u>

室蘭市事務分掌条例中一部改正の件

室蘭市事務分掌条例の一部を次のように改正したい。

令和5年6月5日提出

室蘭市長 青 山 剛

室蘭市事務分掌条例の一部を改正する条例

室蘭市事務分掌条例（昭和62年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条生活環境部の事項第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 男女平等参画に関する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（室蘭市男女平等参画センター条例の一部改正）
- 2 室蘭市男女平等参画センター条例（昭和56年条例第6号）の一部を次のように改正する。
第4条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第5条、第6条、第9条、第10条及び第13条から第15条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。
第17条中「教育委員会規則で」を「市長が別に」に改める。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に改正前の室蘭市男女平等参画センター条例（以下「旧条例」という。）の規定によってなされている申請、届出その他の行為は、この条例による改正後の室蘭市男女平等参画センター条例（以下「新条例」という。）の相当規定によってなされたものとみなす。
- 4 施行日前に旧条例の規定によって教育委員会が行った行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

（提案理由）

性の多様性に係る課題に対応するため、分掌事務を改正したいので、本案を提出する。

室蘭市税条例中一部改正の件

室蘭市税条例の一部を次のように改正したい。

令和5年6月5日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市税条例の一部を改正する条例

室蘭市税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第28条の7第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第30条の2の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第31条の2第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第34条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「前条第1項」を「第1項」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に改める。

第34条の4中「によって」を「により」に改める。

第34条の5第1項中「によって」を「により」に、「なった場合において」を「なった場合には、」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって、」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもの」とみなす」に改める。

第34条の5の2第1項中「によって徴収する」を「により徴収する」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第34条の5の5において同じ。）」を加え、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第34条の5の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもの」とみなす」に改める。

第34条の6第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第34条の7第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第73条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第9条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第18条の2を次のように改める。

第18条の2 削除

附則第18条の3第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第18条の9第3項を削る。

附則第19条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第23条中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第30条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第73条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の室蘭市税条例（以下「新条例」という。）附則第19条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第28条の7第2項及び第31条の2第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第34条の2、第34条の5、第34条の5の2及び第34条の5の6の改正規定並びに附則第18条の3第4項及び附則第19条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第19条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第30条の2の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の室蘭市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第30条の2の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき室蘭市税条例第30条の2の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第73条第1号エ及び附則第19条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の室蘭市税条例附則第18条の2及び第18条の9第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の

例による。

- 3 新条例附則第18条の3第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車税に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部改正等に伴い、森林環境税の導入に伴う所要の改正、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の見直し及び個人市民税の事業所得等に係る税率の特例期限の延長を行うほか、規定の整備を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市墓園条例及び室蘭市墓地条例中一部改正の件

室蘭市墓園条例及び室蘭市墓地条例の一部を次のように改正したい。

令和5年6月5日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市墓園条例及び室蘭市墓地条例の一部を改正する条例

(室蘭市墓園条例の一部改正)

第1条 室蘭市墓園条例(昭和45年条例第15号)を次のように改める。

第3条の表室蘭市望洋台霊園の項を次のように改める。

室蘭市望洋台霊園	室蘭市神代町103番3、106番1、107番1、108番、109番、110番、111番1、111番2、112番、113番、114番、115番2、118番3、119番3、120番3、131番、133番、134番、135番、136番、161番、162番、163番
----------	---

第14条第1項中「して、市長に届け出なければならない」を「することができる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 墓地使用者は、代理人を選定したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、墓園の管理運営上必要と認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に墓園の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に墓園の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の運営及び維持管理に関する業務(市長が定めるものを除く。)
- (2) 施設の安全対策に関する業務
- (3) その他施設の管理に関する業務で市長が必要と認める業務

(室蘭市墓地条例の一部改正)

第2条 室蘭市墓地条例(平成5年条例第16号)を次のように改める。

第2条の表室蘭市舟見町墓地の項中「95番67」の次に「、95番68」を加える。

第8条中「して、市長に届け出なければならない」を「することができる」に改め、同条に次の2項を加える。

2 代理人は、当該使用者に代わり義務を負うものとする。

3 使用者は、代理人を選定したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、墓地の管理運営上必要と認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に墓地の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に墓地の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の運営及び維持管理に関する業務(市長が定めるものを除く。)

(2) 施設の安全対策に関する業務

(3) その他施設の管理に関する業務で市長が必要と認める業務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

墓園及び墓地について、使用者が市外に転居する場合の代理人選定の義務付けを廃止するとともに、施設の管理を指定管理者に行わせることができるよう、規定の整備を行うほか、所要の改正を行いたいので、本案を提出する。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定したい。

令和5年6月5日提出

室蘭市長 青山 剛

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(室蘭市子ども発達支援センター条例の一部改正)

第1条 室蘭市子ども発達支援センター条例(平成20年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号及び第2号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(室蘭市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 室蘭市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(室蘭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 室蘭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に」を「同号に」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「る法第19条第1項第1号」を「る同条第1号」に、「た法第19条第1項第1号」を「た法第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「の定員」を削る。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第

2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、関係条例の規定の整備を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市火災予防条例中一部改正の件

室蘭市火災予防条例の一部を次のように改正したい。

令和5年6月5日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市火災予防条例の一部を改正する条例

室蘭市火災予防条例（昭和37年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備

と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

（17）急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の室蘭市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条

第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を撤廃するほか火災予防上必要な措置を見直すとともに、規定の整備を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市都市公園条例中一部改正の件

室蘭市都市公園条例の一部を次のように改正したい。

令和 5 年 6 月 5 日 提出

室蘭市長 青 山 剛

室蘭市都市公園条例の一部を改正する条例

室蘭市都市公園条例（昭和 3 5 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 入江運動公園の項中

「

	総合体育館	を
--	-------	---

」

「

	総合体育館	に改め、同
	テニスコート	

」

表室蘭岳山麓総合公園の項中

「

室蘭岳山麓総合公園	多目的コートA	を
	グラウンドゴルフ・パークゴルフ場	

」

「

室蘭岳山麓総合公園	グラウンドゴルフ・パークゴルフ場	に改める。
-----------	------------------	-------

」

別表第 3 の 5 の表中（1）の表を削り、（2）の表を（1）の表とし、（3）の表を（2）の表とし、別表第 3 の 6 の表を別表第 3 の 7 の表とし、別表第 3 の 5 の表を別表第 3 の 6 の表とし、別表第 3 の 4 の表の次に次の 1 表を加える。

5 入江運動公園テニスコート

（1） 個人使用料

区分	1 人 1 時間	回数券 1 2 枚つづり	シーズン券
----	----------	--------------	-------

一般	円 1 8 0	円 1, 8 0 0	円 2 1, 6 0 0
高齢者	1 2 0	1, 2 0 0	1 4, 4 0 0
高校生	9 0	9 0 0	1 0, 8 0 0
中学生以下	5 0	5 0 0	6, 0 0 0
照明	5 0		

(2) 専用使用料

区分	1 面 1 時間
営利目的以外で使用する場合	円 7 2 0
照明	2 0 0

備考

- 回数券は、1枚につき1人1時間の使用とする。
- この表の使用料により難しいものについては、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第2室蘭岳山麓総合公園の項の改正規定及び別表第3の5の表中(1)の表を削り、(2)の表を(1)の表とし、(3)の表を(2)の表とする改正規定並びに次項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(室蘭市体育施設条例の一部改正)

- 室蘭市体育施設条例(昭和40年条例第6号)の一部を次のように改正する。
第6条第1項及び第15条第2項中「別表第7」を「別表第6」に改める。
別表第1室蘭市高砂テニスコートの項を削る。
別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4から別表第7までを1表ずつ繰り上げる。

(準備行為)

- この条例による改正後の室蘭市都市公園条例に規定する入江運動公園テニスコートの使用の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

入江運動公園にテニスコートを設置したいので、本案を提出する。

室蘭市建築基準法施行条例中一部改正の件

室蘭市建築基準法施行条例の一部を次のように改正したい。

令和5年6月5日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

室蘭市建築基準法施行条例（昭和43年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第9項の次に次の1項を加える。

9の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく機械室等に係る建築物の容積率に関する特例の認定	1件につき 41,000円
---	---------------

別表第14項の次に次の1項を加える。

14の2 法第55条第3項の規定に基づく第一種低層住居専用地域等内の建築物の高さの特例に関する許可	1件につき 174,000円
---	----------------

別表第15項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改める。

別表第17項の次に次の1項を加える。

17の2 法第58条第2項の規定に基づく高度地区内の建築物の高さの特例に関する許可	1件につき 174,000円
---	----------------

別表第31項及び第33項中「既存建築物及び附属建築物を除く」を「法第86条第1項に規定する建築等をしようとするものに限る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部改正に伴い、機械室等に係る建築物の容積率に関する特例の認定及び第一種低層住居専用地域等又は高度地区内の建築物の高さの特例に関する許可手数料を設けるほか、規定の整備を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市営住宅条例中一部改正の件

室蘭市営住宅条例の一部を次のように改正したい。

令和5年6月5日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市営住宅条例の一部を改正する条例

室蘭市営住宅条例（平成9年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 公営住宅の項中

「

室蘭市白鳥台2丁目12番7号	昭和45年度	耐火	5	30
室蘭市白鳥台2丁目12番8号	昭和45年度	耐火	5	30

」

を削る。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（提案理由）

市営住宅建替事業に関して、道営住宅の取得による住替えに伴い、白鳥台K団地の一部住宅の用途廃止を行いたいので、本案を提出する。

財産取得の件（議場音響設備及び委員会中継システム）

下記の物件を取得したい。

令和 5 年 6 月 5 日提出

室蘭市長 青 山 剛

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得物件 | 議場音響設備及び委員会中継システム |
| 2 | 数 量 | 一式 |
| 3 | 取得価格 | 27,280,000 円
(うち消費税及び地方消費税の額 2,480,000 円) |
| 4 | 取得年度 | 令和 5 年度 |
| 5 | 契約方法 | 一般競争入札 |
| 6 | 契約の相手方 | 札幌市東区北 4 1 条東 8 丁目 2 番 2 5 号
東和 E & C 株式会社
代表取締役 成田 弘樹 |

(提案理由)

議場音響設備及び委員会中継システム一式を取得したいので、議会の議決に付すべき室蘭市の契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、本案を提出する。

財産取得の件（高規格救急自動車）

下記の物件を取得したい。

令和 5 年 6 月 5 日提出

室蘭市長 青 山 剛

記

- 1 取得物件 高規格救急自動車
- 2 数 量 1 台
- 3 取得価格 33,738,760 円
(うち消費税及び地方消費税の額 3,067,160 円)
- 4 取得年度 令和 5 年度
- 5 契約方法 一般競争入札
- 6 契約の相手方 室蘭市東町 3 丁目 1 7 番 1 号
札幌トヨタ自動車株式会社室蘭支店
支店長 高沼 裕昭

(提案理由)

高規格救急自動車 1 台を取得したいので、議会の議決に付すべき室蘭市の契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、本案を提出する。

工事請負契約締結の件
(令和 5 年度東町たいわ団地市営住宅建替建築その 1 工事)

下記のとおり工事請負契約を締結したい。

令和 5 年 6 月 5 日提出

室蘭市長 青 山 剛

記

- 1 契約の目的 令和 5 年度東町たいわ団地市営住宅建替建築その 1 工事
- 2 工事場所 室蘭市東町 4 丁目 3 番 1 の内
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 349,800,000 円
(うち消費税及び地方消費税の額 31,800,000 円)
- 5 契約の相手方 藤川・アサヒ・石原 特別共同企業体

代表者 室蘭市東町 3 丁目 2 1 番 1 号
藤川建設 株式会社
代表取締役社長 藤川 康司
構成員 室蘭市東町 5 丁目 2 4 番 1 4 号
株式会社 アサヒ建設
代表取締役社長 古川 孝明
構成員 室蘭市宮の森町 4 丁目 2 2 番 2 5 号
石原建設 株式会社
代表取締役社長 石原 一人

(提案理由)

令和 5 年度東町たいわ団地市営住宅建替建築その 1 工事について、一般競争入札による契約を締結したいので、議会の議決に付すべき室蘭市の契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、本案を提出する。

令和5年度東町たいわ団地市営住宅建替建築その1工事

1 工事名	令和5年度東町たいわ団地市営住宅建替建築その1工事		
2 建築位置	室蘭市東町4丁目3番1の内		
3 建物概要			
A) 構造	鉄筋コンクリート造 5階建		
B) 建築面積	住棟全体	901.56㎡の内	305.98㎡
C) 床面積	1階	777.15㎡の内	271.79㎡
	2階	760.00㎡の内	271.79㎡
	3階	760.00㎡の内	271.79㎡
	4階	760.00㎡の内	271.79㎡
	5階	760.00㎡の内	271.79㎡
	PH階	19.31㎡の内	19.71㎡
	住棟合計	3,836.46㎡の内	1,378.26㎡
	ゴミ置き場	7.31㎡の内	7.31㎡
D) 戸数	1LDK	15戸の内	0戸
	2LDK	23戸の内	8戸
	3LDK	4戸の内	4戸
	合計	42戸の内	12戸
E) 高さ	15.996m		
F) 基礎	鉄筋コンクリート造 節付PHC杭他 62本の内 25本		
G) 外壁	吹付タイル、基礎立上りAE		
H) 屋根	改質アスファルト防水 (AS-T3)		
I) 内装	床：フローリング貼、長尺塩ビシート貼、畳 他 壁：石膏ボード、ビニールクロス貼 他 天井：化粧石膏ボード貼 他		
J) 工期	令和6年10月15日まで		
K) 別途工事	建築その2工事、建築その3工事、 電気設備その1工事、電気設備その2工事、電気設備その3工事 衛生設備その1工事、衛生設備その2工事、衛生設備その3工事		

工事請負契約締結の件
(令和 5 年度東町たいわ団地市営住宅建替建築その 2 工事)

下記のとおり工事請負契約を締結したい。

令和 5 年 6 月 5 日提出

室蘭市長 青 山 剛

記

- 1 契約の目的 令和 5 年度東町たいわ団地市営住宅建替建築その 2 工事
- 2 工事場所 室蘭市東町 4 丁目 3 番 1 の内
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 279,928,000 円
(うち消費税及び地方消費税の額 25,448,000 円)
- 5 契約の相手方 富士・マルキタ北星・小野寺 特別共同企業体

代表者 室蘭市中央町 3 丁目 6 番 3 号
富士建設 株式会社
代表取締役 橋詰 昌明
構成員 室蘭市中島町 4 丁目 8 番 16 号
有限会社 マルキタ北星
代表取締役 渡辺 義明
構成員 室蘭市本町 1 丁目 4 番 7 号
株式会社 小野寺建設
代表取締役 小野寺 健夫

(提案理由)

令和 5 年度東町たいわ団地市営住宅建替建築その 2 工事について、一般競争入札による契約を締結したいので、議会の議決に付すべき室蘭市の契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、本案を提出する。

令和5年度東町たいわ団地市営住宅建替建築その2工事

1 工事名	令和5年度東町たいわ団地市営住宅建替建築その2工事		
2 建築位置	室蘭市東町4丁目3番1の内		
3 建物概要			
A) 構造	鉄筋コンクリート造 5階建		
B) 建築面積	住棟全体	901.56㎡の内	286.12㎡
C) 床面積	1階	777.15㎡の内	252.00㎡
	2階	760.00㎡の内	252.00㎡
	3階	760.00㎡の内	252.00㎡
	4階	760.00㎡の内	252.00㎡
	5階	760.00㎡の内	252.00㎡
	PH階	19.31㎡の内	0㎡
	住棟合計	3,836.46㎡の内	1,260.00㎡
	ゴミ置き場	7.31㎡の内	0㎡
D) 戸数	1LDK	15戸の内	0戸
	2LDK	23戸の内	15戸
	3LDK	4戸の内	0戸
	合計	42戸の内	15戸
E) 高さ	15.996m		
F) 基礎	鉄筋コンクリート造 節付PHC杭他 62本の内 11本		
G) 外壁	吹付タイル、基礎立上りAE		
H) 屋根	改質アスファルト防水 (AS-T3)		
I) 内装	床：フローリング貼、長尺塩ビシート貼、畳 他 壁：石膏ボード、ビニールクロス貼 他 天井：化粧石膏ボード貼 他		
J) 工期	令和6年10月15日まで		
K) 別途工事	建築その1工事、建築その3工事、 電気設備その1工事、電気設備その2工事、電気設備その3工事 衛生設備その1工事、衛生設備その2工事、衛生設備その3工事		

工事請負契約締結の件
(令和 5 年度東町たいわ団地市営住宅建替建築その 3 工事)

下記のとおり工事請負契約を締結したい。

令和 5 年 6 月 5 日提出

室蘭市長 青 山 剛

記

- 1 契約の目的 令和 5 年度東町たいわ団地市営住宅建替建築その 3 工事
- 2 工事場所 室蘭市東町 4 丁目 3 番 1 の内
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 317,460,000 円
(うち消費税及び地方消費税の額 28,860,000 円)
- 5 契約の相手方 栗林機工・大内・江尻 特別共同企業体

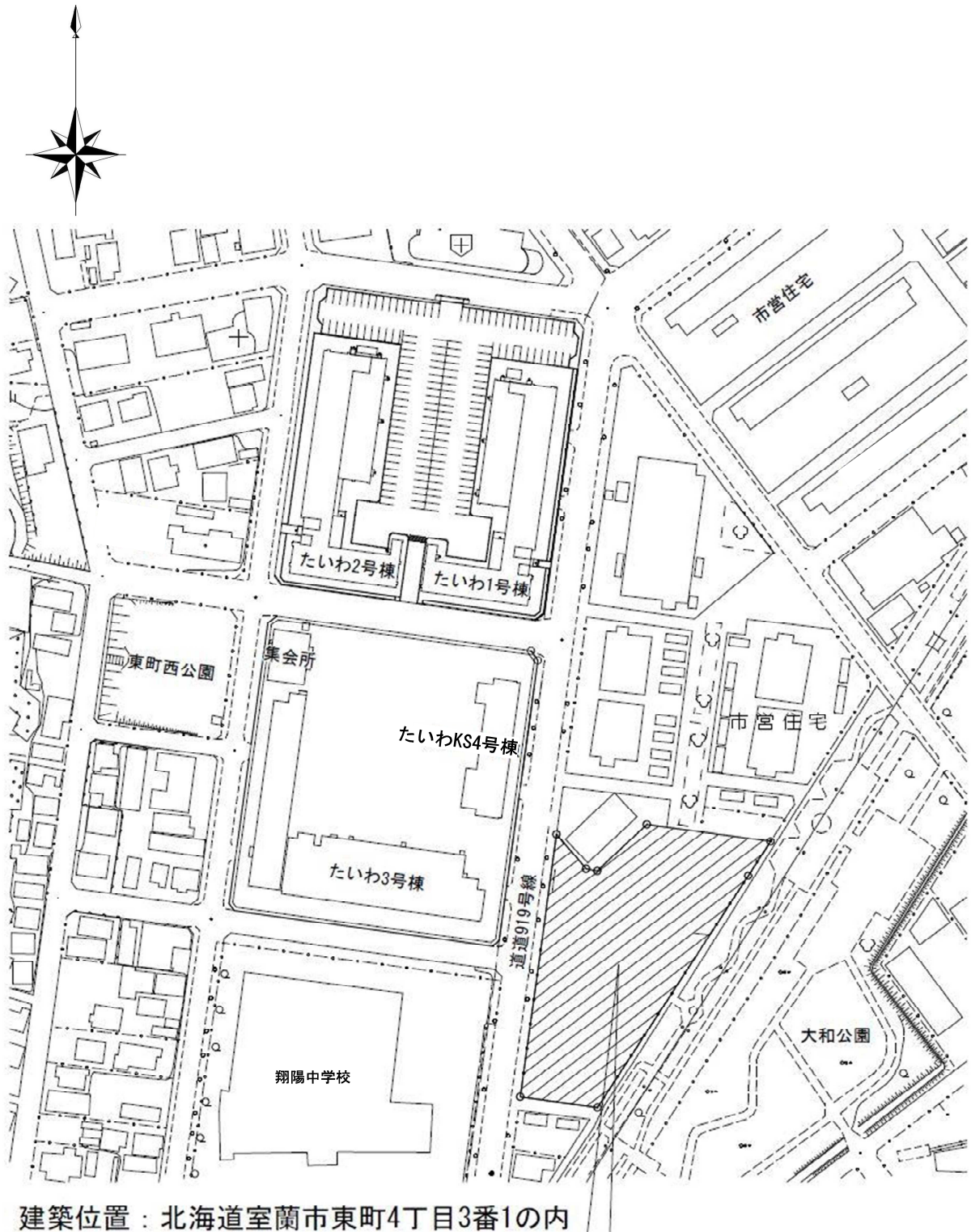
代表者 室蘭市寿町 3 丁目 4 番 2 号
栗林機工 株式会社
代表取締役社長 栗林 和徳
構成員 室蘭市中島町 3 丁目 40 番 13 号
大内建設 株式会社
代表取締役 大家 利基
構成員 室蘭市東町 5 丁目 17 番 10 号
株式会社 江尻建設
代表取締役 江尻 圭太

(提案理由)

令和 5 年度東町たいわ団地市営住宅建替建築その 3 工事について、一般競争入札による契約を締結したいので、議会の議決に付すべき室蘭市の契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、本案を提出する。

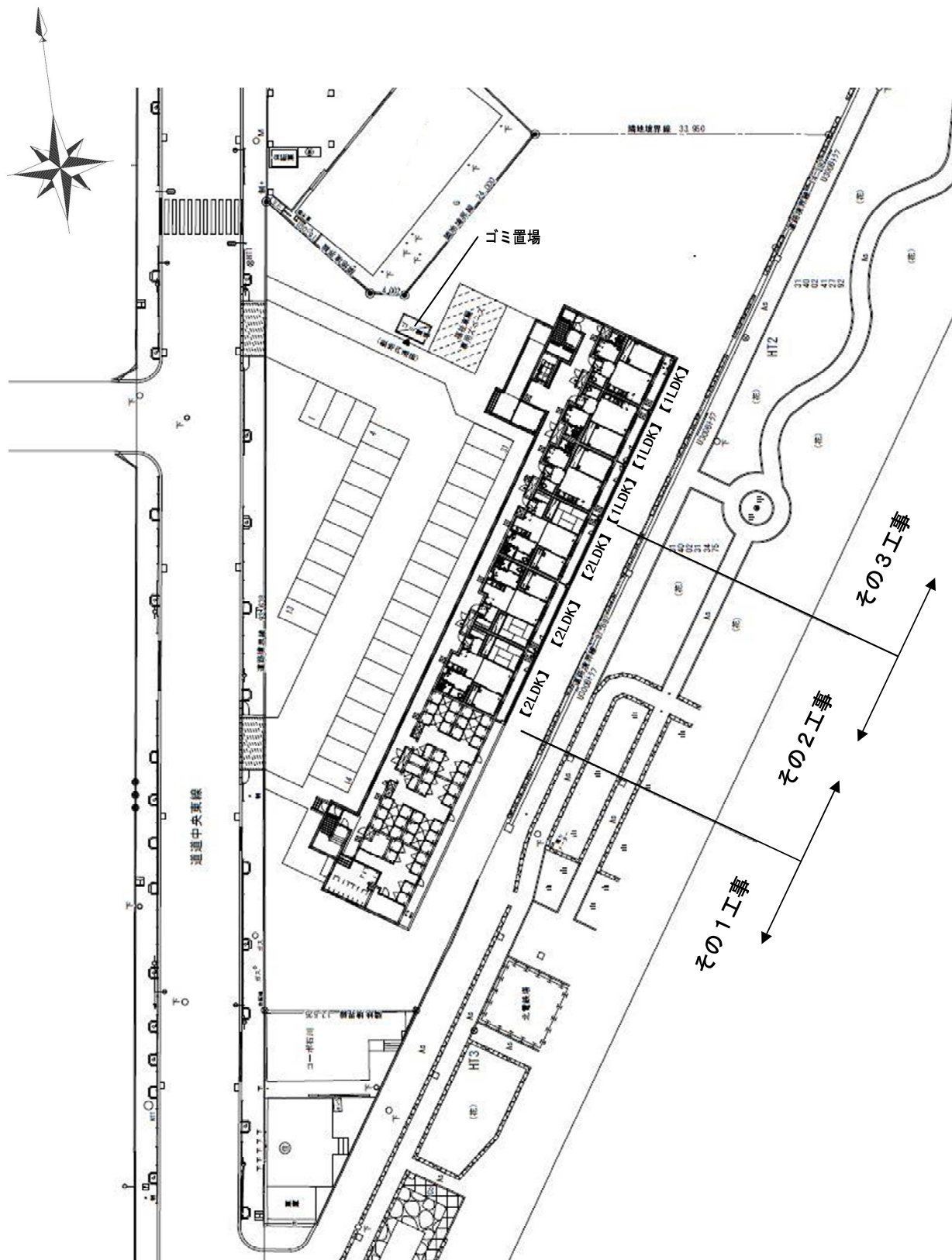
令和5年度東町たいわ団地市営住宅建替建築その3工事

1 工事名	令和5年度東町たいわ団地市営住宅建替建築その3工事		
2 建築位置	室蘭市東町4丁目3番1の内		
3 建物概要			
A) 構造	鉄筋コンクリート造 5階建		
B) 建築面積	住棟全体	901.56㎡の内	302.15㎡
C) 床面積	1階	777.15㎡の内	246.05㎡
	2階	760.00㎡の内	236.21㎡
	3階	760.00㎡の内	236.21㎡
	4階	760.00㎡の内	236.21㎡
	5階	760.00㎡の内	236.21㎡
	PH階	19.31㎡の内	0㎡
	住棟合計	3,836.46㎡の内	1,190.89㎡
	ゴミ置き場	7.31㎡の内	0㎡
D) 戸数	1LDK	15戸の内	15戸
	2LDK	23戸の内	0戸
	3LDK	4戸の内	0戸
	合計	42戸の内	15戸
E) 高さ	15.996m		
F) 基礎	鉄筋コンクリート造 節付PHC杭他 62本の内 26本		
G) 外壁	吹付タイル、基礎立上りAE		
H) 屋根	改質アスファルト防水 (AS-T3)		
I) 内装	床：フローリング貼、長尺塩ビシート貼、畳 他 壁：石膏ボード、ビニールクロス貼 他 天井：化粧石膏ボード貼 他		
J) 工期	令和6年10月15日まで		
K) 別途工事	建築その1工事、建築その2工事、 電気設備その1工事、電気設備その2工事、電気設備その3工事 衛生設備その1工事、衛生設備その2工事、衛生設備その3工事		



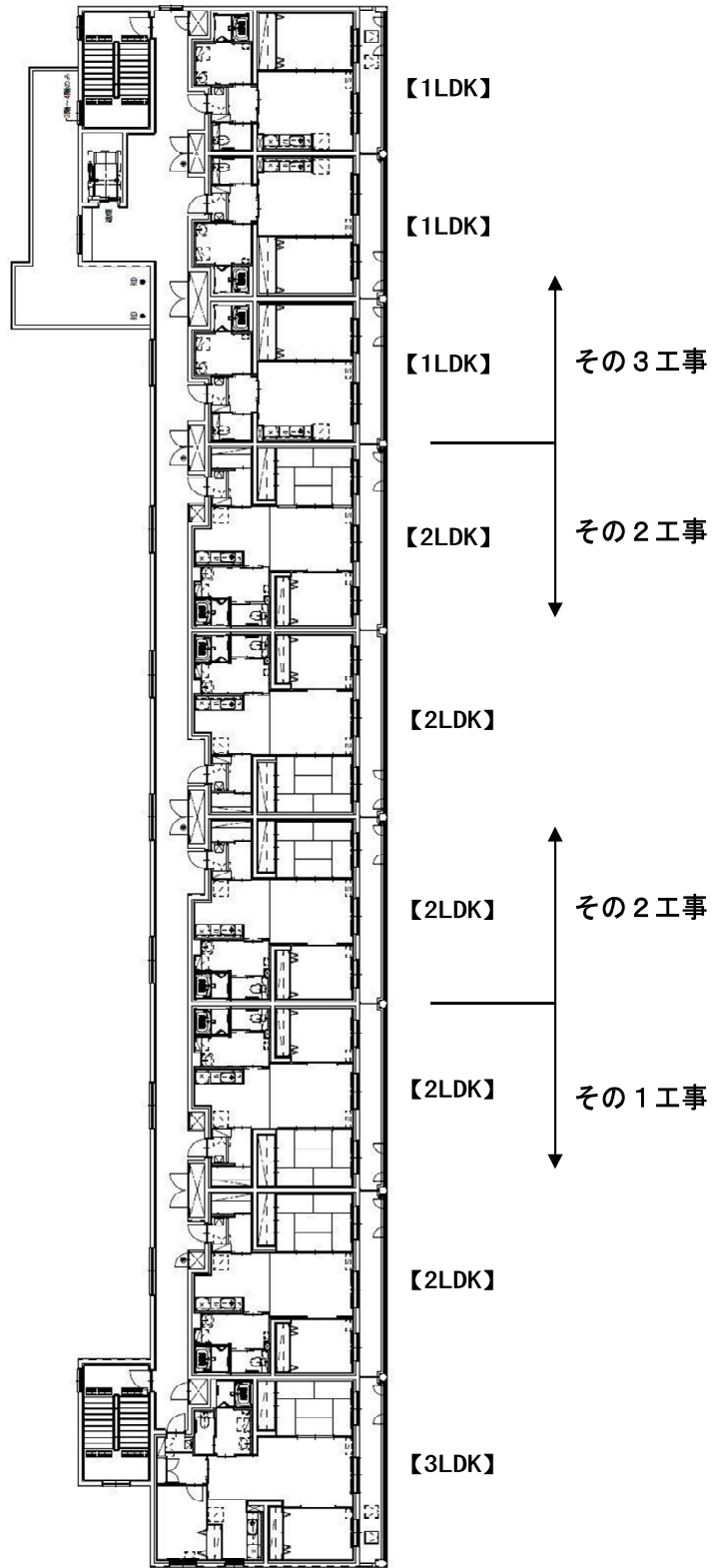
建築位置：北海道室蘭市東町4丁目3番1の内

附近見取図



配置図兼1階平面図

議案第13～15号
共通参考図その3



2～5階平面図

